

大阪府医師確保計画 (案)

(第8次前期：2024年度～2026年度)

令和6（2024）年3月
大阪府

目 次

第 1 章 大阪府医師確保計画について

第 1 節	医師確保計画策定の背景	3
第 2 節	医師確保計画の記載事項	5
第 3 節	前回計画の評価	6
第 4 節	本計画の評価	10

第 2 章 医師確保の現状と課題

第 1 節	医師確保の現状と課題	13
-------	------------	----

第 3 章 必要医師数

第 1 節	国の考え方	61
第 2 節	大阪府の考え方	62

第 4 章 医師の確保と資質向上に関する施策の方向

第 1 節	医師確保の方針	79
第 2 節	医師確保の取組	81
第 3 節	医師の勤務環境改善に向けた取組	89

第1章

大阪府医師確保計画について

- 第1節 医師確保計画策定の背景
- 第2節 医師確保計画の記載事項
- 第3節 前回計画の評価
- 第4節 本計画の評価

第1節 医師確保計画策定の背景

1. 医師確保計画策定の背景

◆医療法に基づき、都道府県が医師確保計画を策定します。

○大阪府では、医療体制に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画^{注1}として、第7次大阪府医療計画を平成30年3月に策定しました。

○平成30年7月25日に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年法律第79号）が施行され、「医師の確保に関する事項」が、都道府県医療計画に関する事項に追加されたことにともない、府では、第7次大阪府医療計画を補完する計画として、令和2年3月に大阪府医師確保計画（第7次）（以下「前回計画」といいます。）を策定しました。

○今般、第8次大阪府医療計画が策定されることから、それに合わせて大阪府医師確保計画（第8次前期）（2024年度～2026年度）（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

図表 1-1-1 医療計画について

【医療法第30条の4第1項】
都道府県は、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとする。

医療計画の指針で示されている項目

- 5疾病6事業^{注2}及び在宅医療の目標に関する事項
 - ・ がん
 - ・ 脳卒中
 - ・ 心血管疾患
 - ・ 糖尿病
 - ・ 精神疾患
 - ・ 救急医療
 - ・ 災害時における医療
 - ・ 新興感染症発生・まん延時における医療
 - ・ へき地の医療
 - ・ 周産期医療
 - ・ 小児医療（小児救急含む）
 - ・ 在宅医療
- 基準病床数に関する事項
- 地域医療構想に関する事項
- 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（外来医療計画）
- 医療の安全の確保に関する事項
- 医師の確保に関する事項（医師確保計画）
- 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項 等

注1 行政計画：施策の方向性やそれを実現するための具体的な方法・手段を示すものです。大阪府では、現在約160の計画があります。

注2 5疾病6事業：大阪府には、全ての市町村に医科診療所が開設されており（第8次大阪府医療計画第2章第5節「医療提供体制」参照）、へき地がないため、「へき地の医療」を除いた5疾病5事業となります。

○なお、平成27年9月に国連において採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」に関して、大阪府では世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」をめざしており、本計画の取組みを進めることによって、この実現にも寄与していくこととします。



第2節 医師確保計画の記載事項

1. 医師確保計画の記載事項

○国の医師確保計画策定ガイドライン（以下「国のガイドライン」といいます。）においては、医師確保計画には、①大阪府及び府内二次医療圏ごとの医師確保の方針、②大阪府及び府内二次医療圏ごとの確保すべき医師数の目標（目標医師数）^{注3}、③目標医師数を達成するための施策を記載することとされています。

○また、医師確保計画に、地域枠等の設置による長期的な医師確保の施策を記載する場合は、将来時点（2036年）における医師数との関係を記載することとされています。

○さらに、本計画には、前回計画に係る評価結果を記載することとされています。

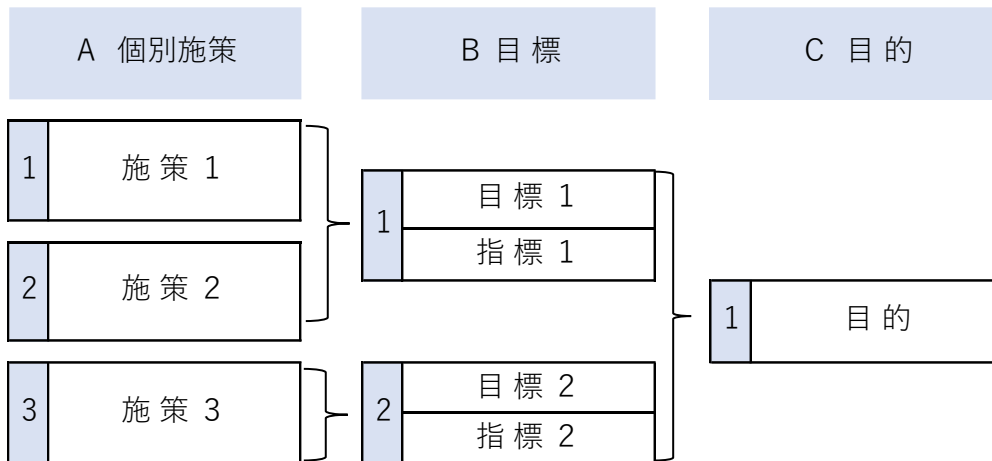
注3 目標医師数: 国が都道府県に参考に示すものは、3年間の計画期間中に医師少数区域及び医師少数都道府県が計画期間開始時の下位33.3%の基準を脱するために要する医師数です。(第2章第1節「医師確保の現状と課題」参照)

第3節 前回計画の評価

1. 評価の概要

○前回計画では、各分野について施策・指標マップ（下図）を作成し、医師確保と資質向上に向けた取組を進めました。取組の評価については、以下のとおり行いました。

図表 1-3-1 施策・指標マップ(イメージ)



○まず、評価方法については、「A 個別施策」について取組の評価を行うとともに、「B 目標」について最終年における達成状況を評価しました。

○「A 個別施策」（全 30 項目）の各取組を「◎：予定以上」「○：概ね予定どおり」「△：予定どおりでない」の3段階で、「B 目標」（全 2 項目）の各目標値の達成状況を「○：目標値達成」「△：未達成」の2段階で評価しました。

2. 評価の結果

【「A 個別施策」の取組の評価】

○全30項目、うち「◎：予定以上」0項目（全体の0%）、「○：概ね予定どおり」30項目（全体の約100%）、「△：予定どおりでない」0項目（全体の約0%）となりました。

【目標値「B 目標」の達成状況の評価】

○目標値に達しているのが2項目（全体の約100%）でした。

○府内の施設従事医師数については、府内二次医療圏における令和4年の医師数及び人口10万人対医師数ともに平成30年より増加しているものの、府が独自に算出した必要医師数には達していないことや、第2章第1節に記載のとおり、依然として、地域や診療科における医師偏在が生じていることから、引き続き医師の確保に向けた取組が必要です。さらに、令和6年4月から休日・時間外労働時間の上限規制が適用されること、また継続的な医師確保のためには、従前のような医師の長時間労働に頼るのではなく、若い世代の職業意識の変化などを踏まえた医師の働き方改革と勤務環境の改善が必要であることから、本計画では、これらの課題を踏まえた取組を進めていきます。

図表 1-3-2 「A 個別施策」の取組の評価 及び 目標値(「B 目標」)の達成状況表

分野		「A 個別施策」				「B 目標」		
		項目数	取組評価			項目数	達成状況	
			予定以上 (◎)	概ね予定 どおり (○)	予定どお りでない (△)		最終年目 目標値達成 (○)	未達成 (△)
大阪府全 体の医師 確保に向 けた取組	地域枠医師の養成	2	0	2	0	1	1	0
	自治医科大学卒業医師の養成	2	0	2	0			
	キャリア形成プログラムによる医師確保	2	0	2	0			
	地域医療支援センターの機能強化	4	0	4	0			
	初期臨床研修医の確保に向けた取組	2	0	2	0			
	専門医確保に向けた関係機関との連携強化	1	0	1	0			
	大学との連携による地域医療への意識の醸成	1	0	1	0			
	府内大学医学部の志願者確保	1	0	1	0			
医師確保対策の実施に関する協議・調整(大阪府医療対策協議会)	3	0	3	0				
二次医療圏の医師確保に向けた取組	地域間のバランスの取れた医師の確保に向け、医師派遣等を実施	2	0	2	0	1	1	0
診療科別の医師確保に向けた取組	医師確保が困難な診療科に従事する医師の確保に向け、医学生や若手医師を対象とした診療科別セミナーの実施等	3	0	3	0			
勤務環境改善の支援	大阪府医療勤務環境改善支援センターによる医療機関の勤務環境改善に向けた取組支援等	5	0	5	0			
医療提供体制の検討に向けた取組	医師確保を踏まえた医療提供体制の見直し検討	2	0	2	0	/		
全体		30	0 0.0%	30 100.0%	0 0.0%	2	2 100.0%	0 0.0%

図表 1-3-3 目標値(「B 目標」)の達成状況(詳細)

分野	指標	計画策定時	目標値	最終評価	目標値達成状況
		値	2023年度 (最終年)	値	○：最終年目標値達成 △：未達成
大阪府全体の医師確保に向けた取組	キャリア形成プログラム作成率	40%	100%	100%	○
二次医療圏の医師確保に向けた取組					
診療科別の医師確保に向けた取組					
勤務環境改善の支援	地域枠医師派遣病院支援率	新規	100%	100%	○

図表 1-3-4 施設従事医師数及び人口 10 万人対施設従事医師数の推移

	H30 施設従事医師数 A	R4 施設従事医師数 B	医師数 伸び率 H30～R4 (B-A)/A	H30 人口 10 万人対 施設従事 医師数 C	R4 人口 10 万人対 施設従事 医師数 D	人口 10 万人対 医師数伸び率 H30～R4 (D-C)/C
豊能	3,313	3,537	6.8%	315.6	333.8	5.8%
三島	1,853	2,034	9.8%	245.9	268.5	9.2%
北河内	2,446	2,637	7.8%	213.0	234.3	10.0%
中河内	1,534	1,575	2.7%	184.2	192.9	4.7%
南河内	1,430	1,538	7.6%	238.1	264.2	11.0%
堺市	1,853	1,972	6.4%	222.8	241.7	8.5%
泉州	1,925	2,055	6.8%	215.3	236.2	9.7%
大阪市	8,779	9,687	10.3%	321.8	351.2	9.1%
合計	23,133	25,035	8.2%	261.7	285.0	8.9%

施設従事医師数：株式会社日本アルトマークメディカルデータベースより、日本医療経営機構及び京都大学が集計

図表 1-3-5 必要医師数の達成状況
2036 年必要医師数達成率の比較

H30 医師数 A	R4 医師数 B	R18(2036) 必要医師数 C	R18(2036)必要医師数達成率	
			H30 年医師数ベース A/C	R4 年医師数ベース B/C
23,133	25,035	26,454	87.5%	94.6%

第4節 本計画の評価

1. 本計画の期間

○本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の計画です。

○ただし、3年未満の経過であっても必要があると認めるときは、計画を見直すものとします。

○なお、医師確保計画（第8次後期）については、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間の計画として、令和8年度（2026年度）の策定を予定しています。

2. PDCA サイクルに基づく計画推進

○地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するためには、計画における政策循環（PDCA サイクル）の仕組みを一層強化することが重要となります。

○そのため、本計画においても、前回計画と同じく、施策・指標マップを作成することとしました。

図表 1-4-1 施策・指標マップ(イメージ) (再掲)



○また、計画の円滑な推進を図るために大阪府医療対策協議会及び大阪府医療審議会において、計画の評価・検証・進捗管理を行うこととします。